

8 用語解説

五十音順

単語	解説	頁数
意思疎通	互いに考えていることを伝え、理解を得ること、認識を共有することなどをいう。ここでは、言語、文字の表示、点字、手話、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式(利用しやすい情報通信機器を含む。)をいう。	77
NPO(エヌピーオー)	Non Profit Organization の略。法人格の有無にかかわらず、営利を目的としない民間団体の総称。「営利を目的としない」とは、一般企業のように利益を個人等へ配分することを目的としないということで、NPOはその利益を、新たな事業等の資金に活用する。	5・18・40・49・60・70・88
協議体	市町村が主体となり、各地域における生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワーク	35・50・62・63・64・88
協働	立場や特性の異なる様々な主体が、お互いを認め、分かり、尊重し、適切な役割・責任分担のもと連携し、自治意識を高め、相乗効果を上げながら、より良い地域社会、くらしやすいまちの実現に向けて行動すること	2・28・29・38・39・40・43・44・48・58・60・62・70・77・89・90・94
クラウドファンディング	新規・成長企業等と資金提供者をインターネット経由で結び付け、多数の資金提供者(=crowd[群衆])から少額ずつ資金を集める仕組み	84
権利擁護	自己の権利を表明することが困難な認知症の高齢者や知的障がいのある人等の代わりに、代理人等が権利を表明、代弁することにより、誰もが認められるべき社会的な権利を守ろうとすること	75・76・88
高齢者等見守り安心事業	高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、見守りを希望する高齢者等に対し、尼崎市社会福祉協議会が中心となり、社会福祉協議会会員や民生児童委員、老人クラブの会員など様々な方で構成する「見守り協力員」による定期的な訪問活動及び随時の外観等からの見守り活動を行う。	32・67
合理的配慮	障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くためになされる必要で合理的な配慮のこと	75
サロン活動	家に閉じこもりがちな高齢者や障がい者、子育て中の親子などが、身近な場所に気軽に出かけ、仲間づくりや生きがいづくりをすすめることにより、地域でいきいきと暮らせるよう支援する活動	32・34・45・63
参画	市政やまちづくりについて、意見や提案を行うことや具体的な行動を通じて、主体的に参画することをいう。	2・34・38・39・40・43・46・47・49・50・58・62・68・77
シチズンシップ	社会を構成する一員として、より良い社会を創っていくために、一人ひとりがもつ当事者意識及び行動力をいう。	40・50・56・58・59
指定避難場所	避難勧告及び避難指示等の発令時(災害で自宅に居られなくなったり、そのおそれがあったりするとき)に避難する場所で、公立小学校・中学校・高校及び地域総合センター、地区会館(中央・園田)、立花公民館及び園田東会館を指定している。(平成 28 年 11 月 1 日現在 78 か所)	34・79
小地域福祉活動	第 2 期「あまがさき地域福祉計画」において規定した、身近な生活圏域である社会福祉連絡協議会圏域において、様々な困りごとや孤立などによる不安等に対応し、誰もが安心して生きがいのある地域づくりを目指して住民が力を合わせ専門機関と協力しながら進める住民主体の自主的な活動	31・32・33・34・35・61
自己有用感	自分の属する集団の中で、自分がどれだけ大切な存在であるかということを自分自身で認識すること	73
自治	自分たちの地域を自分たちの意思で責任を持ち治めることをいいます。	
自立支援医療	自立支援医療制度は、身体の障害を除去・軽減や精神疾患の治療に係る医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度のこと	13
成年後見制度	認知症、知的障がい等の理由により、自ら財産の管理や介護などのサービスの利用契約が難しい場合に保護・支援するための制度	76
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす者	33・61・88
ソーシャルインパクトボンド(SIB)	民間資金を用いて行政が社会的課題の解決に向けた事業を官民連携で実施し、成果が達成された場合に投資家へ還元を行う社会的投資モデル	84
ソーシャルビジネス	環境問題や貧困等様々な社会的課題を、ビジネスの手法を通じて解決しようとする活動	68

ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス(SNS)	登録した人同士が交流できるインターネット上の会員制サービス	58・77
地域包括ケアシステム	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制	2
地域包括支援センター	地域の高齢者の保健・医療の向上、福祉の増進、権利擁護、虐待防止などを総合的に支援していく機関	28・34・73
特定非営利活動法人	平成10年12月に施行された特定非営利活動促進法により、特定非営利活動を行う団体として同法の定めるところにより設立された法人である。NPO法人とも呼ばれる。	15・16・46
ドメスティック・バイオレンス(DV)	Domestic Violence。配偶者や恋人など親しい関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力も含まれる。DVと略することが多い。	62・75
難病	原因不明、治療方法が未確立で、後遺症のおそれのある疾病	13・79・88
認知症	脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化によって日常生活に支障が生じる程度にまで記憶やものごとを認知する機能が低下した状態のこと	26・48・66・70・75・81
バリアフリー	高齢者や障がい者等が日常生活を送る上での障壁となるものを取り除くこと	81
パブリックコメント	市政への参画機会を拡大するため、市が施策の立案過程において、趣旨、目的、背景等を広く公表し、市民等からの意見を求め、市民等から出された意見については、施策に反映させるかどうかの判断を行い、その概要とそれに対する本市の考え方を公表する制度	5
福祉コミュニティ	市民が地域社会の一員であることを自覚し、日頃の暮らしの中で福祉について主体的に考え、地域の活動に積極的に参画することで地域課題の予防と解決につながり、誰もが自分らしく安心して暮らすことのできるコミュニティをいう。	31・32・35
福祉サービス利用援助事業	日常生活の判断に不安のある認知症高齢者や、知的障害や精神障害のある人が、住み慣れた地域で安心して生活できるように、福祉サービスについての相談や情報提供・手続きなどの支援、税金や社会保険料・公共料金の支払い等の日常的な金銭管理の支援、大切な通帳や印鑑、書類等を保管する支援などを行う事業	75
福祉避難所	高齢者や障がい者(児)など、要配慮者(災害時要援護者)に配慮した避難場所のことで、バリアフリーや冷暖房が完備されているなど要援護者の利用に適した環境を確保できる施設。なお、福祉避難所は災害時に必要に応じて開設する2次的避難場所であり、最初から利用することはできない。	30・34・47・70・79
ヘルプキット	緊急連絡先や持病などを記入する連絡票、保管しておく容器等のことで、緊急時に救急隊員等が迅速な対応ができるよう、冷蔵庫に保管しておくもの(65歳以上の希望する方に配付する)	66
ポータルサイト	検索サイトなど、インターネットにアクセスする際の入り口となるウェブサイト	69
生活保護率	生活保護率(人口百対)は「被保護実人員(1か月平均)」÷「推計人口(総人口)」×100で算出する生活保護受給者の割合	14・72
要保護児童	保護者のいない児童又は保護者に監護させることが適当でないと認められる児童	51
要保護児童対策地域協議会	児童福祉に関連する様々な機関の関係者で構成され、要保護児童の支援について必要な情報の共有や支援の内容に関する協議などを行うため、市町村が設置する協議会	51・65
ユニバーサルデザイン	あらゆる環境において、年齢、性別、身体状況等を問わず、すべての人が利用することができる製品、施設、情報のデザイン	81
6地区	尼崎市役所支所設置条例に規定されている中央地区、小田地区、大庄地区、立花地区、武庫地区、園田地区をいう。	49・50・51